

児童虐待対応の手引き

改訂版

笠間市要保護児童対策地域協議会

(笠間市こども政策課)

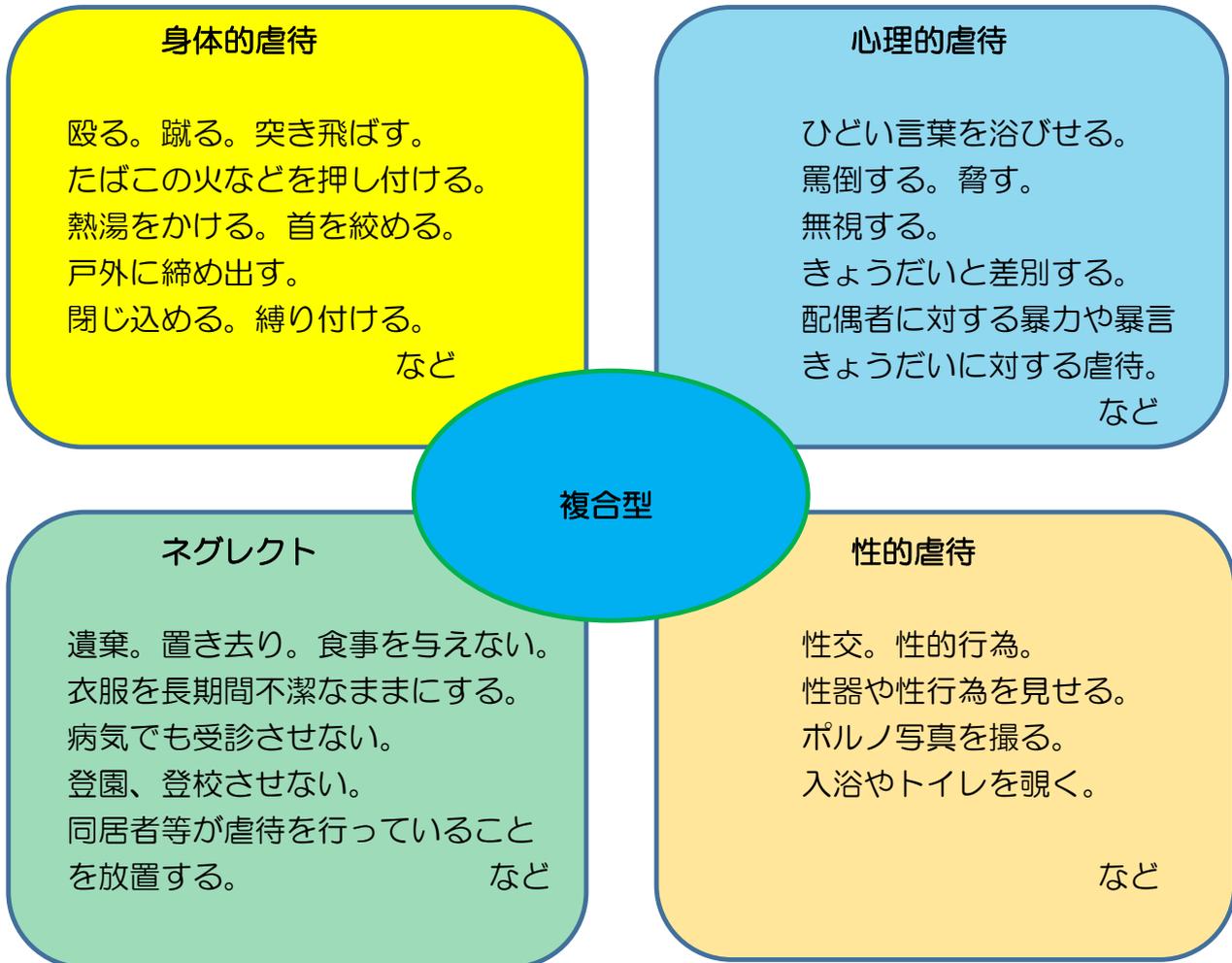
	発行日	改訂内容
第1版	令和3年10月1日	初版発行
第2版	令和6年7月1日	令和6年4月1日の笠間市組織改編に伴い、子ども福祉課の名称及び連絡先をこども政策課へ変更

目 次

1	児童虐待の4つのタイプ	P 4
2	虐待の要因	P 5
3	虐待がこどもに及ぼす影響	P 6～7
4	こどもへの体罰等のない社会の実現	P 8～9
5	発見から通告まで	P 10～11
	虐待に気づくためのチェックリスト	P 12
	児童虐待の重症度の判断基準	P 13～14
6	通告の流れ	P 15
	通告・通報先	P 16

1 児童虐待の4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者）がその監護するこどもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



DVとこどもの虐待

DVとはdomestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者間等で起こる身体的、精神的、経済的、性的暴力や、暴力による支配関係のことをいいます。

こどものいる家庭においてDVが行われた場合、こどもは著しい精神的負担を重ねることになるため、こどもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応します。また、DV加害者の行為がこどもに向く可能性もあるため、こどもの安全を念頭にした介入が必要です。

2 虐待の要因

児童虐待を引き起こす要因はさまざまです。虐待する保護者の要因だけでなく、子どもや家族の要因、社会的要因も含めて理解することが必要です。

また、これらを理解し虐待のリスクを減らすことで、虐待防止にもつながります。

(1) 保護者の要因

- 保護者自身に被虐待体験がある。
- 保護者自身の生育歴に、大人からの愛情不足がある。
- 子育てに関する知識が不足している。
- 養育態度や社会性が未熟である。
- 障がい、精神疾患、依存症がある。

など

(2) こどもの要因

- 発達の遅れや偏りがある。
- よく泣く、寝ない、落ち着きが無いなどの「育てにくさ」がある。
- 早期の親子の分離体験（低体重出生、障がい、慢性疾患）がある。

など

(3) 家庭環境の要因

- 配偶者の不在、または協力関係が不足している。
- ドメスティック・バイオレンスがある。
- 失業や低所得により経済的に困窮している。
- きょうだいに(2)のような問題がある。

など

(4) 社会からの孤立

- 相談・援助を求めることが苦手である。
- 親族や近隣と疎遠である。

など

3 虐待がこどもに及ぼす影響

(1) 身体的影響

打撲、切り傷、やけどなどの外から見える傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。重篤な場合、死に至ったり重い障がいが残ったりすることがあります。また、愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。

(2) 知的発達への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習することが困難だったり、ネグレクトの状態に登校がままならない場合があります。その結果、もともとの能力に比べ知的発達が不十分なことがあります。

また、保護者がこどもの知的発達にとって必要な情緒的なやり取りを行わなかったり、逆に発達レベルにそぐわない過大な要求をすることによって、発達が阻害される場合があります。

(3) 心理的影響

① 対人関係の障がい

こどもにとって安心を与える存在であるはずの保護者から虐待を受けると、こどもは欲求を適切に満たすことができなくなります。そのために愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係が築けず、結果として他人を信頼し愛着関係を形成できなくなることで、対人関係において様々な問題を生じることがあります。

例えば、不安定で両極的で矛盾した態度をとる、反対に無差別に薄い関係を持つ傾向などが見られます。

② 低い自己評価

こどもは、虐待されるのは自分が悪いからだと考えたり、自分は愛情を受けるに値しない人間だと感じたりします。そのため自己の評価が低下し、自己肯定感が持てない状態になることがあります。

③ 行動コントロールの問題

保護者から虐待を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、粗暴になることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する傾向を持つ場合があります。

④ 多動

保護者から虐待を受けたこどもは、刺激に過敏になり落ち着きの無い行動をとることがあります。注意欠陥多動性障害(ADHD)に似た症状なので、鑑別が必要になります。

⑤ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)

受けた心の傷（トラウマ）は、適切な治療を受けないまま放置されると、将来にわたって心的外傷後ストレス障害(PTSD)として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合があります。例えば、感情のコントロールがうまくいかず攻撃的、衝動的な行動が現れる、逆に回避的になったり情緒的反応性が悪くなったりする等です。

さらにPTSDを抱えたまま親となった場合、上記のような特徴から子どもへの虐待につながることもあります。

⑥ 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することで、大人の欲求を先取りした行動をとる、あるいは、不安定な保護者になり大人役分担を果たそうとすることがあります。一見よくできた子どもにも見える一方で、思春期等に問題が表面化することもあります。

⑦ 精神的症状

反復性のトラウマにより、防衛機制として病的な症状を示すことがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等があり、さらに強い防衛機制として解離が現れたり、まれに解離性同一性障害に発展する場合があります。

虐待のタイプと強さ、虐待を受けた年齢、期間によって異なりますが、虐待は子どもの心身の成長に様々な悪影響を与えます。その回復のためには長期間の治療やケアが必要になります。これらは虐待によってのみ起こるものではありませんが、症状からさかのぼって虐待を発見する場合があります。

世代間連鎖の問題

児童虐待をする親や祖父母にも被虐待体験があり、上記のような特徴が見られる場合もあります。また、虐待による被害を適切にケアされなかった子どもは、その子どもに対して虐待をしてしまうこともあります。

しかし、周囲の支えがあれば、虐待の連鎖を断ち切ることができます。

4 こどもへの体罰等のない社会の実現

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、こどもの命が失われる痛ましい事件が続いています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至るといった重篤な結果につながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されています。

(1) しつけと体罰の関係って？

しつけとは、こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。こどもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。

こどもにしつけをするときには、こどもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります。体罰で押さえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示す等の本人（こども）が理解できる方法で伝える必要があります。

※ 道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった、こどもを保護するための行為などは該当しません。

これらは全て「体罰」です。

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた

(2) 体罰は「やむを得ない」と思っていますか？

こどもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「こどものしつけのためだから仕方ない」として、体罰をしていますか。

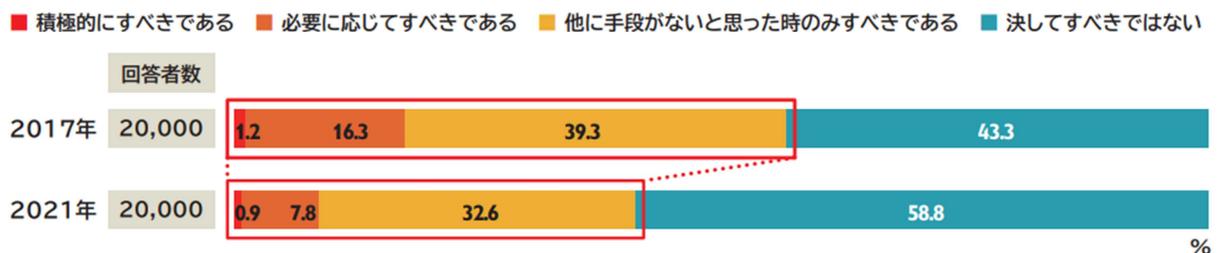
体罰によってこどもの行動が変わったとしても、それは、叩かれた恐怖心などによって行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではありません。こどもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまう可能性があり、こどもの健やかな成長・発達において、体罰は必要ありません。

全てのこどもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰はこどもの権利を侵害します。

2021年の「体罰等に関する意識・実態調査」では、約4割の大人がこどもへのしつけのための体罰を肯定しています。

法律の施行を踏まえ、こどもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

グラフ1 【2017年との比較】しつけのために、子どもに体罰をすることに対してどのように考えますか。
(単一回答)



※出典：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書」

(3) 体罰等によらない子育てを社会で応援しましょう

先の法改正を踏まえた取組では、体罰禁止に関する考え方などを普及し、社会全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、保護者が子育てに悩んだときに適切な支援につながることを目的としています。

子育て中の方はもちろん、その周囲の方、教育現場をはじめとしたこどもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方が理解し、体罰等によらない子育てを応援し広げていくことが大切です。

5 発見から通告まで

(1) 虐待の判断にあたっての留意点

☆虐待の定義はあくまでもこども側の視点から考えます

☆保護者がいくら一生懸命で、かわいいと書いていても意図的ではなくても、こども側にとって有害であればそれは「虐待」です。

☆暴行や体罰を「しつけ」と主張する場合がありますが、これらの行為はこどもにとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものであり不適切な行為であることを認識するべきです。

いつでもこどもの立場から安全と健やかな育成がはかられているかどうかを判断する

通告はためらわない

通告をしなくてもよい理由は探さない

★虐待ではないかもしれない

★もっと虐待されるかもしれない

★保護者とのトラブルになるのではないか・・・

などと一人で心配せず、通告しましょう。

虐待の判断は難しいため、通告者が判断する必要はありません。

通告をしてもこどもの不利益になることはありません。

(2) 児童虐待の通告義務

児童虐待の通告は全ての国民に課せられた義務です。

児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）25条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。

平成16年の児童虐待防止法改正では、虐待を受けた児童＝児童虐待を受けたと思われる児童となりました。

さらに、児童虐待を発見しやすい立場にある人や団体には、より積極的な児童虐待の早発見及び通告が義務付けられています。（児童虐待防止法第5条）

※ 通告は匿名で行うこともでき、通告した人、その内容に関する秘密は守られます。

(3) 児童虐待を見逃さないために

「不自然さ」こそ最も重要なサイン

不自然な傷・あざ

こどもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができた場合は注意が必要です。

不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けているこどもにもみられます。こどもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。こどもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

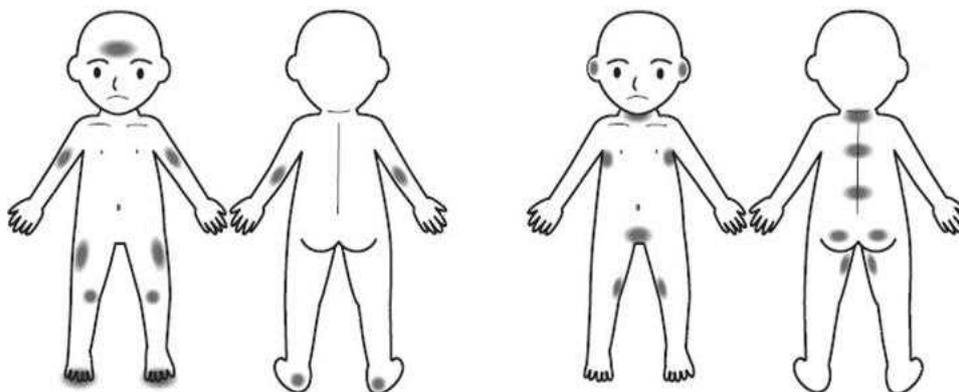
不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をします。

不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、こどもの事を非常に心配していると言いながらこどもの様子に無頓着だったり、平気でこどもを一人にして遊びに行ってしまうたりするなど、不自然な行動がみられることがあります。

図 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



〈事故でけがをしやすい部位〉

〈虐待によるけがが多い部位〉

虐待に気づくためのチェックリスト					
虐待の種類に○をつけてください（重複可）					
	身体的虐待			心理的虐待（DV 有・無）	
	ネグレクト			性的虐待	
該当する番号に○をつけてください					
こどもの様子	1	体に不自然なあざや傷がある	こどもの様子	16	年齢不相応な性的遊びや発言がある
	2	家の外に締め出されている		17	性的なことに異常に反応する
	3	夜遅く出歩いている		18	きょうだいを含め、これまで民生委員の関りがある
	4	公園などで一人もしくはこどもだけで遊んでいる		19	こどもがけがや病気をしても医者に診せない
	5	乱暴・暴言などの言動がある	保護者の様子	20	こどもを叩く音や怒鳴る声をする
	6	表情や反応が乏しい		21	小さなこどもを置いて保護者だけでよく外出している
	7	家に帰りがたらない		22	人前でもこどもを叩いたり怒鳴ったりする
	8	食べ物を万引きしている		23	近隣との交流がない
	9	食事を与えられていない		24	近隣とトラブルが絶えない
	10	警戒心が強い 態度がおどおどしている		25	働いていない等経済的基盤がわからない
	11	妙になれなれしい		26	家庭内トラブルがあり警察が来たことがある
	12	同年齢児に比べ背が低い		27	家族の中に病気、障がい、精神不安定な人がいる
	13	同年齢児に比べてとても痩せている		28	同居者がよく変わる
	14	衣類や服の汚れが目立ち臭いがする。同じものを着ている		29	支援に拒否的である
	15	季節にそぐわない服装をしている	住環境	30	著しく不衛生な住環境で生活している（ごみ屋敷など）

児童虐待の重症度の判断基準

① 最重度

(生命が危ぶまれる)

- 頭部外傷の可能性→投げる、頭部を殴る、逆さ吊り、乳児を強く揺する
- 腹部外傷の可能性→腹部を蹴る、踏みつける、殴る
- 窒息の可能性→首を絞める、水につける、布団蒸しにする、鼻と口をふさぐ
- 脱水症状、栄養不足のために衰弱している
- 感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診なく放置されている
(障害児の受容拒否に注意)

② 重 度

(こどもの健康や成長、発達に重大な影響がある)

- 医療を必要とする外傷→新旧多数の打撲傷。骨折、裂傷、眼の外傷。熱湯や熱源による火傷がある
- 精神症状がみられ、医療的なケアが必要である
- 成長障害や発達の遅れが顕著である
- 明らかな性行為やわいせつ行為、あるいはその疑いがある
- 必要な食事、衣類、住居が保障されていない
- 家から出してもらえない、閉じ込められている
- こどもを傷つけるなど、サディスティックな行為がある

③ 中 度

(入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、人格形成に問題を残すことが危惧される)

- 慢性のあざや傷ができるような暴力を受けている
- 長期にわたり身体的ケアや情緒的ケアを受けていないため、人格形成に問題が残る危険性がある
- 生活環境や育児条件が極めて不良なため、事態の改善が望めない
- 長時間大人の監護なく家に放置されている

④ 軽 度

(実際にこどもへの暴力や養育に対する拒否感があり、虐待している親や周囲の者が虐待と感じているが、衝動のコントロールができ、かつ親子関係に重篤な病理がない)

- 外傷が残らない暴力
- こどもに健康問題を起こすほどでないネグレクト

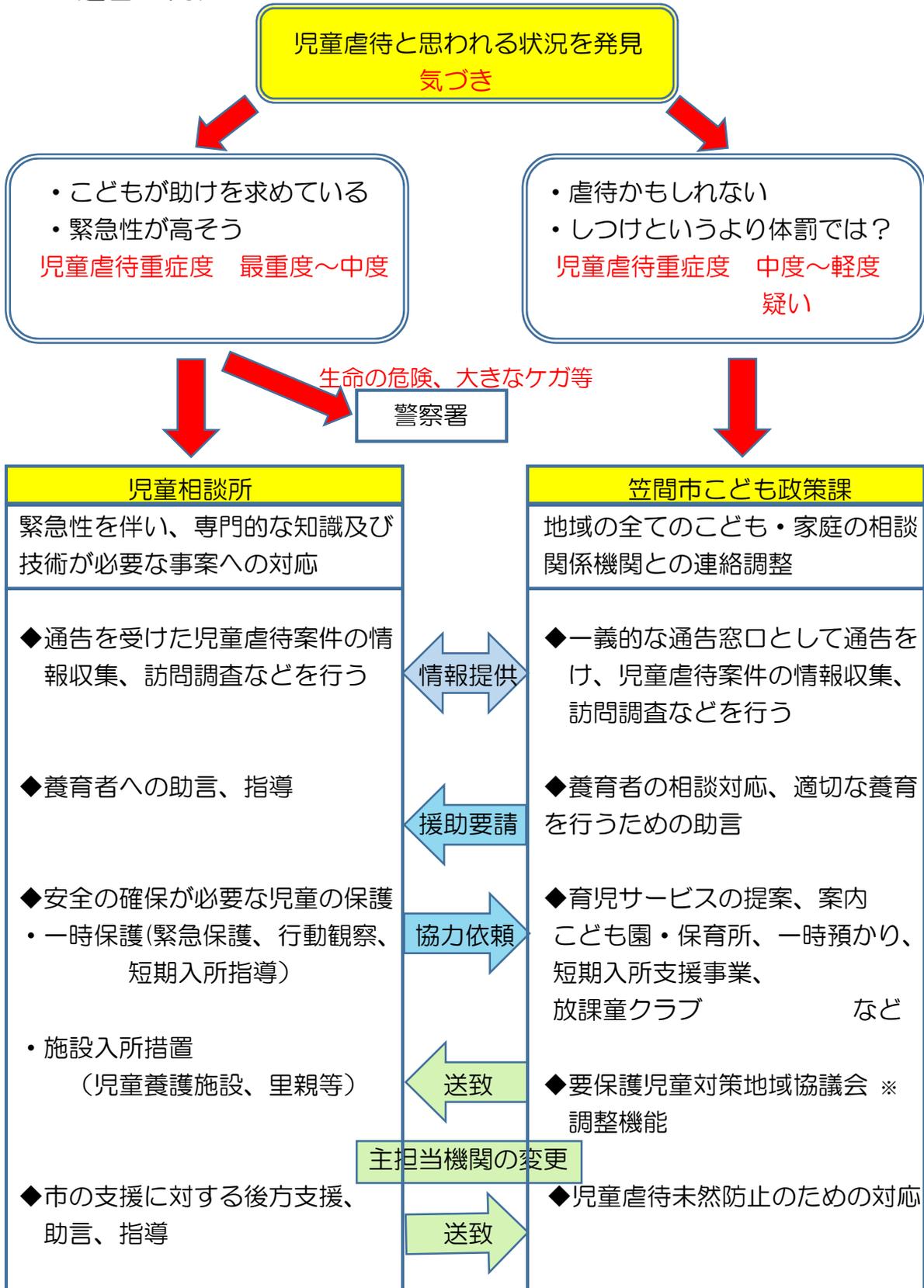
⑤ 疑い

- 重症度に関わらず虐待の疑いがあるもの

参考 NPO法人児童虐待防止協会「子どもの虐待ホットライン」より

- 「最重度 生命の危険あり」「重度虐待」該当 = 緊急性高
→ 原則児童相談所通告および警察通報
- 「中度虐待」該当 = 緊急性高
→ 原則児童相談所通告（必要に応じ警察通報）
- 「軽度虐待」「虐待の疑い」該当 = 緊急性低
→ 原則笠間市こども政策課通告

6 通告の流れ



※地域の関係機関がこどもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもと支援するためのネットワーク体制

<通告・通報先>

- ◎ 中央児童相談所
☎ 029-221-4150
〒310-0005 水戸市水府町864-16

- ◎ 笠間警察署 生活安全課
☎ 0296-73-0110
〒309-1614 笠間市寺崎79番地1

- ◎ 笠間市こども政策課
☎ 0296-78-3155
〒309-1734 笠間市南友部1966-1(地域医療センターかさま行政棟内)

いちはやく

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」とは・・・

虐待かと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

こどもたちや保護者のSOSの声をいちはやくキャッチするため、通話料は無料化されています。